

仕 様 書

1 件 名 令和7年度立木売払いその3

2 売買物件の所在地及び数量等

所在地 (※1)	面積	数量等 (※2)	立木調査 の方法	主要樹種 (※4)
盛岡市新庄字中津川 5-43 中津川第一市行造林 盛岡市新庄字中津川 48-26 中津川第二市行造林	4.20ha	立木材積 861.900 m ³	毎木 (※3)	アカマツ カラマツ 広葉樹

※1 当該物件は森林経営計画に含まれていない。

※2 数量の詳細は別紙「数量集計表」及び「立木明細書」のとおり。

※3 数量は令和5年度の毎木調査の成果であるため、実際の数量とは異なる場合がある。

※4 売買物件にはその根株は含まないものとする。

3 売払い条件

- (1) 当該物件は保安林に指定されているため、伐採着手前に岩手県の伐採許可及び作業道を開設する場合には作業許可を得ること。また、保安林に関するその他の法令上必要な手続きを適切に行うものとする。
- (2) 売買代金の納入は、納入通知書の発行日の翌日から起算して30日以内とする。
- (3) 売買物件の搬出期限は、契約締結の日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。
- (4) 搬出未済物件は、市が除去を要求するものを除き、搬出終了の確認後にすべて市に帰属するものとする。
- (5) 作業開始前に現場責任者届、着手届及び工程表を市に提出すること。
- (6) 立木の伐採、搬出及び安全対策に係る費用は買受人の負担とする。
- (7) 立木の伐採、搬出にあたっては、別添「市有林の伐採・搬出にあたっての留意事項」を順守すること。
- (8) 立木の伐採、搬出時に、市の財産及び第三者に損害を与えた場合には、買受人の責任と費用負担において対応すること。

4 物件の引渡し等

- (1) 売買物件の引渡しは、売買代金及び違約金（違約金を支払う必要がある場合に限る。）を完納した日から15日以内とする。
- (2) 売買物件の引渡し後、売買物件の種類、数量及び形質等に関して一切異議を申し述べることができない。
- (3) 売買物件を引渡ししてから搬出終了までの期間内に、天災その他の不可抗力により

林内で売買物件に損害が生じても、市は補償を行わないものとする。